

平成27年5月12日
消費者委員会事務局

特定保健用食品に関する諸問題の整理・検討について

○広告や表示について

【事例】

- ・ 広告・宣伝が消費者に過度の期待を抱かせているのではないか
- ・ 「健康増進・食生活改善」という特定保健用食品（以下、「トクホ」）の本来の目的を表示や広告で、もっと分かりやすく表現すべきではないか

○制度及び運用について

【事例】

- ・ 「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」（平成23年8月12日）で示された再審査制や更新制の検討はどのような状況か
- ・ 規格基準型の対象として追加できる関与成分があるか
- ・ 未販売・販売終了品が特保として認可されたままとなっているのではないか
- ・ 審査に必要な検証データのレベルは十分だといえるか。機能性表示食品のほうが厳しい部分もあるのではないか

○利用環境について

【事例】

- ・ トクホが「摂取者の健康増進・食生活改善」に対し、どの程度寄与しているか把握できていないのではないか
- ・ 消費者はトクホを適切に利用していないのではないか（「食事とともに」といった摂取条件など）
- ・ トクホ製品の情報開示が不十分なため医療従事者などが消費者から相談されても回答ができないのではないか
- ・ トクホに関する消費者教育が十分とはいえないのではないか

○トクホの位置づけについて

【事例】

- ・ 機能性表示食品制度が創設されたことにより「トクホの位置づけ」を見直す必要があるのではないか
- ・ トクホの商品コンセプトが広がりすぎて「健康増進・食生活改善」という本来の目的からかい離しているのではないか
- ・ 制度発足時と比較して、トクホに対する企業側の姿勢が変化してきているのではないか